

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得価格

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・ 再調達価格

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの・・・・・・・・ 取得価格

(2) 有価証券等の保有はありません。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・・・ 定額法

無形固定資産・・・・・・・・ 定額法（ソフトウェア 5 年）

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 賞与等引当金

職員に対する期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上しています。

イ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち市町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ア オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によります。

(7) 物品に計上基準

取得価格が 50 万円以上の場合に計上しています。

2 その他の注記

(1) 対象範囲

一般会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって、会計年度末の係数としています。